

被災者生活再建支援制度について

平成 30 年 7 月 26 日

1 被災者生活再建支援制度について

(1) 5 月から開始した被災者生活再建支援制度に関する課題の検討結果は資料 4 - 2、3 のとおりである。

その検討結果報告を踏まえて、次のとおりといたしたい。

- ①大規模災害発生時は特別の国の負担により対応する。
- ②一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とする。
- ③支給対象については、支障事例から明らかになった制度と実態の歪みを解消するため、拡大する方向で検討する。そのために、ワーキンググループを設置する。
- ④支給限度額は現行どおりとする。

(2) 支給対象の拡大検討に係る今後のスケジュール（案）

30 年 7 月 全国知事会議において、資料 4 - 4 の申し合わせにかかる協議。

30 年 8 月 危機管理・防災特別委員会の下にワーキンググループを設置。

30 年 11 月 全国知事会議において検討結果を報告。

2 被災者生活再建支援基金について

(1) 5 月から開始した被災者生活再建基金に関する課題の検討結果は資料 4 - 2、3 のとおりである。

その検討結果報告を踏まえて、次のとおりといたしたい。

- ①今回の追加拠出額は、400 億円
 - ②各都道府県の拠出割合は、均等割：2 割、世帯割：8 割
- なお、今回の拠出にあたっては、少なくとも平成 11 年度、16 年度の拠出時と同等の財政措置がなされることを国に要望していく。
- ※起債充当率 100%、償還に対する交付税措置 80%
 - ※地方財政措置が講じられない場合は、改めて協議を行う。

(2) 追加拠出に係る今後のスケジュール（案）

30 年 7 月 全国知事会議において、資料 4 - 4 の申し合わせにかかる協議。

30 年 8 月 国へ地方財政措置の要望。

被災者生活再建支援制度に関する見直し検討ワーキンググループの設置について (案)

1 趣旨

被災者生活再建支援制度の支給対象については、各都道府県における支障事例から明らかになった制度と実態の歪みを解消するため、拡大する方向で検討する必要がある。

そのため、支給対象の拡大範囲、支給額、支給拡大に伴う財政負担、自助・共助・公助のバランスについて、望ましい制度のあり方を検討するための場を設ける。

2 協議事項

(1) 支給対象の拡大範囲

- ・現行では大規模半壊となっている支給対象の拡大範囲（例：半壊）

(2) 支給額

- ・支給対象を拡大した場合の支給額

(3) 支給拡大に伴う財政負担

- ・支給拡大に伴う各都道府県の財政負担や国の財政措置のあり方
- ・基金残高が減少した場合の追加拠出のあり方

(4) 自助・共助・公助のバランス

- ・法に規定する「生活基盤に著しい被害」に対する支援の対象範囲（支援対象を拡大した場合、地震保険への加入など自助の阻害やバラマキ支給にならないか）

※構成メンバーにはデータ作成・分析などをお願いする予定。

3 メンバー

各ブロックから推薦された都道府県（原則1都道府県）

（北海道東北、関東、東海北陸、近畿、中国、四国、九州）

4 スケジュール

平成30年8月から11月

※8月 メンバー選定

※9月～11月 月1回程度開催

※11月開催の危機管理・防災特別委員会、全国知事会議に報告する予定。

5 事務局

危機管理・防災特別委員会委員長県、全国知事会調査第二部
公益財団法人都道府県センター被災者生活再建支援基金部